

令和3年第4回

# 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和3年4月30日
- ・ 会 場 上柴公民館大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会総会日程

令和3年4月30日(金) 午後2時から  
上柴公民館 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 議長選出

## 3. 議事録署名委員の指名

## 4. 議 事

- 1) 報告第 20 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 21 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 22 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 23 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理の取消しに対する専決処分について
- 5) 報告第 24 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 25 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 7) 議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 20 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 21 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 22 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 23 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 24 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

## 5. 閉 会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年4月30日	開会場所	上柴公民館大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年4月30日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和3年4月30日(金) 午後2時50分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	欠員	—
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	欠
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	欠
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	欠
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	出	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
参 与	産業振興部 部長	佐藤 靖彦			
	産業振興部次長兼農業振興課長	杉本 公明			
	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	局 長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和3年第4回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	本日は、委員24人中、24人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
議	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会 会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号24番、議席番号1番、以上2名を指名いたします。 よろしくをお願いいたします。
進		議 長	それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
行	議案第19号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書の13ページ、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本件のうち、整理番号12番、13番、62番、63番、64番につきましては、新規就農に関する案件でございます。これらにつきましては事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。利用権の方の新規就農ヒアリングの報告ということで説明をさせていただきますと思います。 まず整理番号12番の方についてでございますが、別添の議案資料の2ページに記載のとおり、大里郡寄居町にお住まいです。 こちらの方の経営方針としましては、銀杏を無農薬で生産し、徐々に規模を拡大していきたいということとなります。 経営の規模としましては、現在のところ7,684㎡、労働力としてはご本人お一人となります。 資本装備としましては、農作業場とトラックになります。その他の状況としましては、現在、植木関係の自営業に就いているということ、今回の借受地において、一年前より前耕作者の方と共に、銀杏の生産・販売を開始しましたが、今年1月、前耕作者の急逝を受け、自ら耕作の事業を引き受けることとなったこと、前耕作者とは自営業者で構成するグループの仲間であったということです。 それから、前耕作者が銀杏生産を行っていた間と同様に、今後についてもこの地で10年ほど銀杏の生産経験のある方が営農指導者として協力をしていただけるということ、収穫期等の人手が必要な時は自身の父母、その他友人、自営業グループの仲間が手助けしてくれる見込みであるということです。 これまでは浦和の地方青果市場や地元の直売所や店舗の店先等が主な出荷先でありましたが、今後はネット販売も検討していきたいということです。
状			
況			

	会 議 件 名	て ん 末
<p>会</p> <p>議</p> <p>進</p> <p>行</p> <p>状</p> <p>況</p>		<p>それから今回の約8反に加えまして、神川町においても1町2反の銀杏畑を借り受けるということです。</p> <p>ヒアリングの検討結果としましては、営農指導者がおり、本人もここ一年銀杏の生産を経験しているということで、銀杏の生産と樹木の適正管理が継続されるのであれば、特段問題はないということになりました。</p> <p>続きまして整理番号13番の方の報告になります。こちらの方のお住まいは志木市となっております。</p> <p>経営方針としては鉢花、プルメリア・カラーの生産販売、規模としては3,075㎡、こちらは集約の農家となります。労働力としてはご本人、資本装備としては鉄骨ハウス3連棟で約2,000㎡超のものとの車のバンです。実際には、もう生産を始めて受注も受けていることから、5月後半には出荷が始まる予定となっております。出荷先としましては、北海道から九州までの市場とスーパー、ホームセンター等になります。経営の効率化のために今後ポットティングマシーンや動噴等を導入予定、特に液肥混入機は早急に導入したいと。資金は政策金融公庫からの借入により工面する考えでございます。予定としては10月頃に一人雇用し、来年1月頃に法人化できればと考えているようです。</p> <p>それから、子供が3人いる為にすぐに引越はできないようですが、来春から深谷に越してくることを検討しているということだそうです。ヒアリングの検討結果としましては、仕入れ経費がかさむ農業経営ではあるが、長年にわたる経営経験があることから、営農上の問題はないと。今回の経営規模であれば労働力的にも十分ではないかと。離農者も多く、周辺でも空きハウスがでてきているので、規模拡大にあたっては活用してもらえれば良いだろうという結果がでました。</p> <p>議案資料の4ページ、整理番号62番～64番についてになります。この方の住所につきましては比企郡小川町になります。経営方針としましては、露地野菜を中心に低農薬栽培で生産し、徐々に経営規模を拡大していきたい、と。経営規模としましては5,670㎡、労働力としては本人と配偶者の方、資本装備としては耕耘機、トラックを持っております。その他としましては、前職はシステムエンジニアで離職後の昨年6月より市内の農業法人にて研修中であります。研修先が深谷であったことから、就農先の候補として深谷市が浮上しました。現在の研修地は岡部地区であるが、周辺ではなかなか土地が借りられないため、居住地である小川町からも近い川本地区で就農することを決意しました。土地の確保については農業委員の尽力により借り受けられる運びとなりました。作目については、ブロッコリーを中心としながら、かぼちゃその他作付経験のあるニンジンやピーマンなども展開していきたいとのことでした。</p> <p>出荷先は生協で、価格の変動が市場に比べて緩やかであるのは安心材料であると考えているようです。また、前職の仕事柄、ITには通じており、ホームページや直売システムを構築し、直売も行っていきたいという考えです。さらに、借入地の一部に育苗ハウスの建築を予定しており、経験を積んで資金の用途が立ち次第トラクターを導入していきたい、と。その後パートを雇いながら徐々に経営地を増やしていきたいとの考えです。</p> <p>ヒアリングの検討結果としましては、法人のもとで作業しているのと同じ感覚では農業経営はできない。また、ブロッコリーは販売価格の上下動が激しいように思うので、農業はイニシャルコストも掛かる。それなりの覚悟がないと厳しい業種である。良い思いばかりができるわけではなく大変であるが、その覚悟があるのであれば経営もよろしいのではないかとということでした。それから地域の方からも農地を有効利用してもらえたらありがたいとの声があるので、機械類も貸すという話も聞いているので、色々な面でバックアップしてくれると思う。地域ぐるみで協力するので、何かあれば声を掛けてもらってもよいということでした。</p> <p>新規就農ヒアリングの報告については以上となります。よろしく申し上げます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議 長		<p>ただいま事務局より説明がありましたこの件につきまして、一括で審議をさせていただきます。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(議席番号1番挙手)はい。</p>
	1番		はい。
議 進	議 長		はい、議席番号1番。
	1番		<p>新規就農者の意欲というのを非常に感じられてですね、いいことだなと私は思うんです。不耕作農地もなくなりますし、そういう面ではいいと思うんですけども、過去3年間、我々もあと2か月くらいで任期が終わるんですけども、就農ヒアリングを全部やってまいりました。そのヒアリングの経緯については、どういう経緯で、何件くらい新規就農があって、何件くらい今も続いているよという話を聞かせていただければありがたいなど。ここに書いてある通り、覚悟だけでは農業はできないんですね。そこら辺のところをお知らせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。</p>
行 状	議 長		過去の実績と現在のなかでどういうふうに進んでいるかという質問、二つ目には、今後どういうふうな形でそれに対応していくのかという点の二点であると思います。事務局お願いします。
	事務局		<p>それでは議席番号1番の質問にお答えいたします。</p> <p>過去の件数については、今集計していないので、その辺についてはすぐにはお答えできないので、また後日ということになります。</p> <p>就農された方がどうなっているかという点につきましては、農業委員会としてもしょっちゅうそこを見ているというわけではないので、それぞれがどうなっているかの細かいところまではわからないのですけれども、いずれにしてもほとんどこの利用権の場合には、年期が来れば地主さんの方に戻るので、そこで更新が必要になってきますので、その時点でまた見ていくような形になるかなと思います。以上です。</p>
状 況	議 長		<p>そうしたら、いずれにしても過去の集計については、経過がどんな風になっているのかを確認してください。</p> <p>二つ目、実績については先程言っていたように、契約期間が切れてリセットするというのはそれはそうなんだけど、農業振興課とこれを諮ってもらって、是非これ、定着しているのであればどんな形の要望があるのかとか、あるいは今後についてどういう対応が必要なのかという点についても精査していただけたらどうかと思います。</p> <p>どうですかね、それで。</p>
	局 長		<p>私の方からお答えさせていただきます。</p> <p>まず、新規就農者の件数等は、この後集計させていただきたいと思います。利用権設定の更新時期に調査しますよというお話だったんですけども、それを待たずに調査をさせていただいて、どんな形になっているか、今後どのようにしたらいいかということも検討させていただきたいと思います。後ほど、またその件につきましては、事務局の方からご報告させていただきますので、よろしくお願いします。</p>
況	1番		もう一つよろしいですか。
	議 長		はい、どうぞ。
	1番		<p>聞くところによると、新規就農者に年間150万円の補助金が出ると。5年間で満了とのことですが、その場合、その5年後に経営がちゃんとできているケースがあれば、それを知らせていただきたい。また、その時に新規就農者が悩んでいることがあると思うのですが、実際にこういう問題があって容易ではないということについても、私は指導すべ</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>きじゃないかなと思いますので、よろしく願います。</p> <p>そういった意見はまたあげさせていただきます。先ほどの150万円の件ですが、当初よりもハードルが高いです。相当高いです。なぜかと言ったら、農家の子弟がやるからお金をくれるかと言ったらそんな簡単にはくれない。それには、他産業に従事していて、新たに就農して、計画的な生産ができるというところまでいく必要があります。これには評価委員会があるのですが、その評価が甲・乙・丙・丁、昔のABCじゃないですけども、ひっかかってしまうことがあります。継続したくても、打ち止めになってしまうことがあるという話です。</p> <p>なかなかこれも良さそうで良くない。というのは、150万円で計算した時に、例えば本人一人だといいいんだけど、妻がいて子供がいてとなると、月額最低でも25万円くらいは必要になると。そうすると、飯食うだけでもこれではできないと。じゃあ、間借りして家賃、さらに光熱費、今度は機械を借りてリース料だという、こんなことをやっていたら、とてもじゃないけどやっていけない。だから、ある意味ではエンジンぶら下げて走ってくれって言われても、これでは走れないよっていうのが、正解なんだと思います。くれるのであれば、もっとちゃんとくれっていうことなんだと。さらには、生産現場ではみなさん頑張っておられるんだけど、前にも言いましたが、盆暮れにみなさんご苦労様、ということで特別ボーナスだよって国もしくは企業サイドから金くれるかって言ったら、一銭もくれない。そういうのが今の現状なので、議席番号1番の思いは大変いいのだけれど、なかなかくれないというのが現状なのかなと思います。</p>
		1番	その、くれるくれないはどこがやっているんですか。
		議 長	くれるくれないは、当然ながら、市の段階も、県の普及センターですかね、県の農林振興センター、これらが全部からみます。交付金です。ということは税金ですから。
		1番	この件についてはですね、うちの方でもそういう相談はあります。それで我々が言うのは、農業やりたいんだったら土日によれと。普段は会社に勤めると。農業やってる本人としては、務めたほうがいいよと、私共は実際のところ言っています。そういう現状ですので、新規就農者の意欲は買うんです。いいんですけど、その後についてはやっぱり指導すべきだなあと思います。以上です。
		議 長	そういうことをご指導いただきたいという、そういう意見ですね。
		1番	はい。
		議 長	他にございますか。 よろしいですか。 他にないようですので今回の議題につきまして、そういう意見を付して進めていくということでお願いできればと思います。
		議 長	次に、議案書の35ページ、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」の声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議案第22号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の36ページ、議案第22号「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」の声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
進 行	議案第23号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の38ページ、議案第23号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。
		推進委員 15番	すいません。39ページの申請番号6番ですが、転用したものを 借受けるようなことになっていますが、申請理由にあるとおり、緑地 帯として申請するという事なんですけども、緑地帯というのは転用 するなりして、植物を植える部分はわかるんですけど、その前の ページの37ページにも、かなりの面積の所に緑地帯として壁面 緑化という形で書いてありますけど、なぜここまでして増やすのか、 その辺の様子をお聞かせいただけたらありがたいなと思います。
状 況		議 長	はい、事務局お願いします。
		事務局	はい、では事務局より説明させていただきたいと思います。 緑地帯ということについてのお話ですけども、こちらが県条例、ふる さと緑を守り育てる条例がありまして、そちらの条例により敷地面積が 3000㎡を超えた場合には、25%以上の緑地が必要とされておしま す。なお、太陽光発電施設も緑地帯とみることができるといことで、 当初は太陽光発電施設も入れた計画で、緑地帯が25%を超えるも のとして進めていたのですが、37ページの計画変更のところの計画 内容にもある通り、高圧電線の容量の関係で太陽光発電の方が中止 となったため、その不足する緑地帯を確保するため、新たに今回5条 で緑地帯を増やして、こちらの緑地面積25%をクリアするために今回 転用を行ったということになります。
		議 長	いま事務局より説明がありましたが、よろしいですか。
		推進委員 15番	はい。 わかりました。
		議 長	他にありますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
	議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 なお、整理番号9番に関しては農地改良となりますので、指導員を 指名いたします。 議席番号24番、農地利用最適化推進委員8番、以上2名を指名 いたしますのでよろしくお願いします。	



会 議 件 名		て ん 末	
会 議	議案第24号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	議 長	次に、議案書の41ページ、議案第24号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、「意見なし」として、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
進 行		議 長	(議席番号7番 挙手)
		7番	はい、議席番号7番、何でしょう。  すいません。協議の内容とはちょっと違うんですけど、先ほど議席番号1番が言われました新規就農者の件ですね、私もあと2か月くらいで終わるのですが、また新規就農者から話があって、今2人、新規就農者に関わっているのですが、一人はあちこち作業場を探しているけどないということで、うちの作業場を片付けて今貸してあげている状況なんです。もう一人は、親がやってるのでそのまま継続して農業を続けられるという方で、もう一人、秩父の方がこちらで、農業大学校での研修を経て、4月から下手計の法人の所で働くって話を聞いて私にも電話をくれたんですけども、一番最初の大学を卒業して、点々として、結局花園地区で今頑張っていて、本当にいい感じで従業員を雇って経営しているんですけども、今一番問題っていうのが農家住宅なんです。農家住宅を建設会社さんとかにお願いして探してもらったり、市役所などにも行ってお願いしているんですけども、是非皆さんも農家住宅が空いてるっていう話がありましたら是非農業委員会や農業振興課とかに言っていただいで、探してもらいたいという方がいるということ、頭の片隅に置いていただければありがたいなと思います。秩父の方も今秩父から出てきてアパートを借りて、ゆくゆくは深谷市で農業をやりたいという方なんです。だから農家住宅を探してやればいいのかと思いますので、是非ご協力よろしくお願いします。 以上です。すみません。
状 況		議 長	局長から一言あります。お願いします。
		局 長	はい。今、農家住宅の話がございました。私はここに来る前は、開発の方をやっておりましたので、色々その件をやっておりました。それで今ですね、深谷市役所も絡んで、深谷市や本庄市、7市町ですね、空き家バンクというのをやっております。そこに登録をして、インターネット上でも見られるんですけども、そういったことでも住宅等は探せます。もし個別の案件がございましたら、不動産業関連のこともやっておりますので、そういったアドバイスのことは都市計画課とかそういったところでもできますので、どうかご相談に来ていただければと思います。よろしくお願いします。
		議 長	その他の事項ということで質問がありました。それについては粛々とできることからやっていくという話でございます。 他に何かありますか。  (議席番号20番 挙手)
		議 長	はい、議席番号20番。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	20番		すみません。12月の総会で話題になりました件についてなのですが、とりあえず事務局の方で工事を停止しているという説明があったのですが、その後どんどん工事が進んでいるようなんですね。あれからどういった経緯で工事が再開されたのかということが全然耳に入っていないので、地元の方の問い合わせもありましたので、その後の経緯を説明していただければと思うのですが、よろしくお願いします。
	議 長		堆肥舎の件ですね。 事務局お願いします。
	事務局		はい。12月の総会の時に、経済産業省に対して工事施工業者が事業主として申請が出ていたものについて、それだと通らないので、申請者が事業主ということで変更を出して、そちらが認可されたことをもって許可するという条件付きでしたんですけども、3月に認可がおりて、その届けが出てきましたので、それをもって許可ということで、工事の方はそれ以降再開しているという状況になります。以上です。
	議 長		ということなんです、補足説明を局長の方からするという事なのでお願いします。
	局 長		はい。実はですね、こちらは市街化調整区域内にございます。一定の要件を持った方でないと市街化調整区域には作れないということで、申請者が農家だったので、そこに堆肥舎が作れたというのがまず前提となってくるんですけども、今回のバイオガス施設というのが、他の人がそこで作れるかっていったら作れませんので、今回の申請者の方が農業用施設としてあそこに作るんだったら作れますよというのが条件だったのです。それで、今回は経済産業省の方に許可を取っていったのが工事施工業者だったものですから、施工業者では農業用施設としての取り扱いができませんというのが課題だったわけです。今回、それを施工業者から申請者の方に、経済産業省の認可を取り直してもらって申請者の農業用施設として稼働させていくことですので、農業委員会、事務局としても、OKを出して工事を進めるということになりましたので、よろしくお願いいたします。
	議 長		議席番号20番、よろしいですか。
	20番		はい。
	議 長		他にありますか。  (議席番号23番 挙手)
	23番		今の件ですみません。
	議 長		はい、議席番号23番。
23番		この件は、私の記憶によると、工事施工業者か申請者かわからないけれど、顛末書か何かを出してもらおうようなことで、それまでは工事着工は中止だというようなことで会議が終わって、その後の報告は、もしそういうふうに農業委員会が許可を出すようだったら、それ以前に我々に説明があつてしかるべきなんじゃないですか。	
議 長		顛末書等についての、その経過についての説明を事前にしてもらった方がよかったってことですね。それについては当事者も含めて規制できる法律がなかったっていうのが一点、それで穴を掘ってしまって養生もしていなかったっていうところから発している、それらについてのその後の経過についての説明がないっていうのが今の質問ですね。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		事務局	<p>すいません。それについては大変申訳なかったと思います。ただ、これまでもその場で許可にならずに条件付きの許可というのが多々ありました。他法令の許可がおり次第、許可にしますよということで農業委員会の総会の方では条件付きの許可で終わっているという例は多々あったんですが、その後他法令が許可になって書類が出されました後、それについてはもう一度農業委員さんの方に諮るということは、これまでしてこなかったものですから、今回も同じような形で他法令の、経産省の電気事業法の申請が許可になった時点で許可を出すという形で、3月に許可を出させていただいたということになります。申し訳ございません。ただ岡部の方で、地元の委員さんに集まっていたいて、現地の方も確認等させてもらっていたので、その辺もあったので、事前にご報告しておけばよかったのかなというのはございます。それについては申し訳ございませんでした。</p>
		議 長	<p>バイオマスの関係というのは、一応流れが経産省のFIT法等とかで、みなさんも一回ヒアリングを受けているからわかると思いますけど、その後についてというのは、また局長から話をします。</p>
進		局 長	<p>まず初めに、先ほど議席番号23番委員からあったようにですね、ご報告しなかった件につきましては、責任者としてお詫び申し上げます。今後につきましては、経過につきましては逐次ご報告をさせていただきますので、ご了解をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>(議席番号1番 挙手)</p>
		1番	はい。
行		議 長	はい、議席番号1番。
		1番	<p>この件については、農業委員会でちゃんと会議をして、申請者・工事施工業者に来てもらってヒアリングまでしてある。その後、経済産業省の方だからということで、行政の判断で都市計画課の方で認可をしちゃったと、そういうことじゃないのですか。</p>
状		事務局	そういうことではないです。
		議 長	<p>バイオマス発電のことについては、先ほど触れたように申請者は畜産農家なので、畜産農家がやる堆肥加工、堆肥を作ること、これについては特段問題はなかったんです。ところが、2基のうち1基だけはスクリーワイパーの縦型の乾燥機を入れて、もう一つは申請と違うこのバイオマスにしてしまった。だけれども、これが本人が畜産業をやっているの、自主的に堆肥処理をやるのならいいのだけれども、工事施工業者がやるって言ったものだから、これでは農業として、家畜糞尿の処理施設の取り扱いではおかしいだろうということになったので、それで総会に呼んだということです。</p> <p>一つは、自分の畜産やってる現場が、例えば1丁目1番地としたら、1丁目1番地の中でこれらの施設を作ったのならそんなに問題がなかったのかもしれない。ところが、1丁目5番地とかよその地域に渡ってこれらの大きい工事をやった。これについては、今のところ先ほど事務局が言ったように、経産省も農水省も規制するっていう方向ではないんですね。これがいい、あれがいいっていう範疇にないもんだから、好き勝手やりたい放題っていうのが現状です。だから、感情論とそれから危ないという方が一事故が起きた時に誰が責任を取るのということがあったので、まあ簡単に言ったら敷地に接する道路を素掘りで掘ってしまって養生もなく、深さが8mくらい掘ったのか、ぼつき槽なのでかなり大きい状態で、それで何もしないというのもおかしいだろうということでした。周囲からは、直径25mで大きいサティアンみたいだという話が出たくらいで、遠くから見たら異様な建物に見えたことから、それで一体全体何なんだっていう</p>
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>のが事の発端です。その経過について、施工業者の担当者呼んで話を聞こうとしたら、話が食い違っていて、何も規制される覚えはないし、言われる筋合いもないと言って開き直ってきたものだから、地域感情からしたらもっと丁寧な説明並びに仕事の仕方をしていかかですかというのがあって、さらには、どこがまずかったのかという、万が一事故があった時にどうするんだってということが大きかったのです。それで見えなかったものが、それが見えてきちゃったから、これ何っていうところに驚きがあったんだってというのが事実なんです。その辺は施工する側、発注する側が丁寧な話をして理解いただけなかったということも大変問題だったのかなと思います。さらにバイオマス等について、これは新しい形で電気を作ってそれを売ろうと。申請者が作って売分にはいいんだけど、そうじゃない第三者、株式会社がやることは違法だってことになったんで、施工業者名での申請を農業者である申請者名に変更したわけですね。筋とすると、現行法令のなかでいけば、申請者本人がやるということで決着をつけたということになります。よろしいですか。</p>
	1番		<p>はい。とりあえずですね、そういうことで話はわかりました。だけでも、農業委員会にちゃんと諮られた話ですから、農業委員会に報告するのが筋じゃないかなって私は思います。以上です。</p>
	議 長		<p>今後におきましては、局長が言ったように、事務局からあったように随時説明し、ご理解いただくということによろしいですか。他にございますか。なければこれで終了いたします。</p>
		議 長	<p>以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	局 長	<p>以上で、令和3年第4回定例会総会を閉会いたします。</p>